

規則

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第十号

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則（平成六年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の項中「五四〇」を「五五〇」に、「四二〇」を「四二〇」を

「四三〇」に、「四三〇」を「四四〇」に、「四、九八〇」を「五、〇八〇」に、

「六、四八〇」を「六、六〇〇」に、「一、四二〇」を「一、四五〇」に、「二、

一三〇」を「二、一七〇」に、「六〇〇」を「六二〇」に、「二二〇」を「二三〇」

に、「一二、五〇〇」を「一二、七〇〇」に、

「二五〇」を「二五〇」を
「二五〇」を「二

六〇」に、「四一〇」を「四二〇」に、
「一五〇」を「一六〇」に、
六〇」を「四六〇」を「四七〇」に、

「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「四、二七〇」を「四、三五〇」に、「三、

二四〇」を「三、三〇〇」に、「三八〇」を「三九〇」に、「三二〇」を「三三〇」

に改め、同表音響設備の項中「一四、二〇〇」を「一四、五〇〇」に、「一、七一

〇」を「一、七四〇」に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「一、四二〇」を

「一、四五〇」に改め、同表照明設備の項中「二〇、八〇〇」を「二一、二〇〇」

に、「一〇、三〇〇」を「一〇、五〇〇」に、「一、四二〇」を「一、四五〇」に、

「四五、三〇〇」を「四六、二〇〇」に、「四、二七〇」を「四、三五〇」に、「一

〇三、六〇〇」を「一〇五、六〇〇」に、「三五、六〇〇」を「三六、三〇〇」に、

「四二〇」を「四三〇」に、「五七〇」を「五八〇」に、「七一

〇」を「七二〇」に、「一、二四〇」を「一、二六〇」に、「一、七七〇」を「一、

八〇〇」に、「三、五五〇」を「三、六一〇」に、「二、四九〇」を「二、五三〇」

に、「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「一、七六〇」を「一、七九〇」に、「五、

五五〇」を「五、六五〇」に改め、同表ピアノ等の項中「一四、二〇〇」を「一四、

五〇〇」に、「七、一二〇」を「七、二六〇」に、「九、九七〇」を「一〇、一〇

〇」に、「四、二七〇」を「四、三五〇」に、「一、四二〇」を「一、四五〇」に、

「三、七一〇」を「三、七八〇」に改め、同表映像設備の項中「二、八五〇」を「二、九〇〇」に、「四、二七〇」を「四、三五〇」に、「一、四二〇」を「一、四五〇」に改め、同表その他の項中「七一〇」を「七二〇」に、「二五〇」を「二六〇」に改める。

様式第四号中「あて先」を「宛先」に、「彩の国さいたま芸術劇場指定管理者」を「彩の国さいたま芸術劇場指定管理者」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定は、公布の日から施行する。